

2007年3月8日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

不法投棄物の処理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年2月27日付けで諮問（第243号）された不法投棄物の処理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供することについては、「3 審議会の判断理由」の(3)に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(4)に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に

知を省略することの合理的理由，コンピュータ処理をする必要性並びに目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市における廃棄物対策は，廃棄物の発生抑制，分別資源化，総量の減量化を図り，資源循環型の社会形成に向けて，「ふじさわ総合計画2020」を策定し，平成19年度からは，ごみの戸別収集化，指定袋によるごみ処理の有料化の導入を図るなど，着実に前進を重ねてきた。その反面，ごみの「分け方・出し方」が複雑になり，また，製品の複合形成物化が進むなど，市民にとって適正な排出が難しくなっている。

一般廃棄物の集積場における不適正排出の問題もさることながら，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条において禁じる不法投棄についても，この3年度で2003年度は1,809件回収(143t)，2004年度は3,050件回収(121t)，2005年度は2,287件回収(110t)と膨大な量の回収となっている。特に，藤沢北部地域に集中しており，地域住民の生活環境に大きな影響を与えており，その防止対策に強い要求が出されている。産業廃棄物を取りまく状況についても，経済状況を反映し大量に投棄される例がみられる。

不法投棄防止対策は，人家の密集する地域ではなく，山林・畑地等人目に触れることの少ない地域に集中しており，全国の自治体においても，悩みの種となっており，藤沢市も例外ではない。とりわけ藤沢市では，冒頭に述べたように，2007年4月から戸別収集へと変わる。また，2007年10月からは，指定袋による有料化を実施する。その結果，従前にも増して不法投棄が多発することが予想される場所である。

これまでの防止対策としては，①速やかな回収を実施する，②土地の清潔保持，③フェンス等の立ち入り防止策，④昼夜間のパトロールの実施，⑤証拠物件の把握と司法警察への情報提供等により，防止・抑止対策を行ってきた。これまで，司法警察への情報提供は，2003年度19件，2004年度22件，2005年度22件となっている。多発する不法投棄対策の強化のため，監視カメラを設置し，その存在を明記することによる抑止と，投棄者の特定，犯罪として立証するために2007年4月から監視カメラを設置することにしたものである。

監視カメラによって撮影し，記録された画像のうち，当該画像から特定の個人を識別できるもの(以下「画像」という。)は，個人情報であるが，あらかじめ本人の同意を得て収集するものでないため，本人以外のものからの収集となる。また，その画像はハードディスクに保存するため，コンピュータを使用

して行われる情報の蓄積となる。このことから、条例第10条の収集の制限及び第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。また、この画像で不法投棄の事実が確認できた場合に当該画像を目的外提供することとなるため、条例第12条により、藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

画像の目的は、不法投棄の抑止・防止対策として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

画像

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

画像の保存については、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く、画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なこと、リアルタイムで即対応が可能なこと及び機器自体の値段も安価なことから、コンピュータ処理による方式を選択したものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報

画像

ウ 機器設置箇所

不法投棄多発地域（固定式ではなく移動式によるもの）

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器であるハードディスク及び画像を複写するためのパソコンは、不法投棄の処理を担当する事務所に配置しワイヤーにより固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定をしており、監視カメラ管理責任者又は監視カメラ管理責任者の許可を得た者以外には利用ができないよう利用者を制限する。また、パトロール車に乗車している職員の携帯電話にリアルタイムで送信された画像については、即日削除する。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「藤沢市不法投棄対策監視カメラ運用基準」を定め、管理を行っていくこととする。

なお、設置機種は、画像の編集・加工を行うソフトは搭載されていない。

画像の保存期間については原則として2週間ハードディスクに保存し、順次上書きすることとし、証拠物件として司法警察へ提供した画像については6ヶ月保存することとする。また、ネットワーク機能が内蔵されているが、この機能は使用せず、監視カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。

(4) 目的外提供について

ア 目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察職員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官（以下「司法警察職員等」という。）によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため当該照会の正当性及び公益性が認められ、不法投棄事件の解決は、不法投棄された土地の所有者等及び市民の生活権の回復、救済につながるものである。

また、当該事件の解決には提供依頼に対する早急な対応を必要とすること、事件が専門性を増し、手口の巧妙化と相まって証拠物件が発見しにくくなってきている現状があり、目的外提供を受けようとするものにとって当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないと監視カメラ管理責任者が判断した場合に限って、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いをする必要性があると判断したものである。

イ 目的外に提供する提供先

司法警察職員等

ウ 目的外に提供する個人情報

画像（必要最低限の時間に限る。）

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データ映像であり、当該防犯カメラ画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(6) 実施時期（予定年月日）

2007年4月1日

(7) 添付書類

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 設置機種及び設置箇所の例

ウ 藤沢市不法投棄対策監視カメラ運用基準

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(4)のとおり判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

画像を収集する目的は、不法投棄の抑止・防止対策として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

画像の保存については、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く、画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であり、リアルタイムで即対応が可能なこと及び機器自体の値段も安価である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では、安全対策としては、録画機器であるハードディスク及び画像を複写するためのパソコンは、不法投棄の処理を担当する事務所に配置しワイヤーにより固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定をしており、監視カメラ管理責任者又は監視カメラ管理責任者の許可を得た者以外には利用ができないよう利用者を制限する。また、パトロール車に乗車している職員の携帯電話にリアルタイムで送信された画像については、即日削除する。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「藤沢市不法投棄対策監視カメラ運用基準」を定め、管理を行っていくこととしている。

なお、設置機種は、画像の編集・加工を行うソフトは搭載されていない。実施機関では、画像の保存期間については原則として2週間ハードディスクに保存し、順次上書きすることとし、証拠物件として司法警察へ提供した画像については6ヶ月保存することとする。また、ネットワーク機能が内蔵されているが、この機能は使用せず、監視カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しないこととしている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。ただし、監視カメラとサーバ間のセキュリティ対策については、より詳細な内容について確認することを条件とするものである。

(3) 目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため当該照会の正当性及び公益性が認められ、不法投棄事件の解決は、不法投棄された土地の所有者等及び市民の生活権の回復、救済につながるものである。

かつ、当該事件の解決には提供依頼に対する早急な対応を必要とすること、事件が専門性を増し、手口の巧妙化と相まって証拠物件が発見しにくくなってきている現状がある。

また、実施機関では、目的外提供を受けようとするものにとって当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないと監視カメラ管理責任者が判断した場合に限定して提供することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、審議会によるチェックを確保する観点から、ガイドラインを別に定めて運用すること、ガイドラインを定めることに伴ってカメラ運用基準を整理すること及びガイドラインの具体的な内容としては、

ア 提供するのはどのような犯罪についての照会の場合であるのか

イ 監視カメラ管理責任者が提供するかどうかの判断を行うこと

ウ 提供した場合に記録に残すこと及び審議会への事後報告を義務づけること等を定めることを条件とするものである。

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

ア 本諮問案件において、本人以外のものから収集する個人情報とは防犯カメラ画像データであり、当該防犯カメラ画像データで確認される個人を特定することは事実上困難である。したがって、通知の送付先が特定できないため、本人へ個別に通知することは事実上不可能である。

よって、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

イ 一方、本諮問案件における目的外提供については、犯罪捜査を目的として提供するものであり、本人に通知をすると証拠隠滅や逃亡のおそれが高く、事務の目的を達成し得なくなる。

よって、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

ウ 以上のことから判断すると、本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、自己情報のコントロール権を保障する観点から、防犯カメラ設置場所に防犯カメラにより画像撮影中である旨の表示を設置することを条件とするものである。

以 上